⑵　主な犯行手口

ア　ショートメールにより、借入れの勧誘を行う。

イ　電話で申し込んできた者に偽名で対応し、個人情報や振込口座等を確認するとともに、貸付期間は１週間から10日程度、利息は５割程度で、貸付けの際に1000円程度の手数料を差し引く場合がある旨説明する。

ウ　必要に応じて、身分証等の写しをメールで送付させる。

エ　貸付金額を決定し、希望した口座に貸付金を振り込む。

オ　返済日及び被告人らの管理に係る第三者名義の口座を指定して元金及び利息の合計額を振り込ませる。

カ　返済できない場合には、利息だけ支払って返済期日を延ばしたり、口座を買い取って返済に充てさせたりする。

キ　買い取った口座は、返済時の振込用口座として利用する。

５　開始決定の時における給付資金の額　　金283万9963円

６　支給申請期間　　令和８年11月13日から令和９年１月27日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　居澤　光真

⑵　裁 判 所 名　東京地方裁判所

⑶　裁 判 年 月 日　令和５年５月24日（令和６年５月14日確定）

⑷　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）被告人は、東京都知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ、業として被害者らに対し金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、貸付けの元金及び法定の限度を超える利息を受領するに際し、単独又は共犯者と共謀の上、令和元年７月16日頃から令和３年７月12日頃までの間、72回にわたり、貸付けの元金及び利息合計312万2300円を、第三者名義の25口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の郵送又は持参による提出先）

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１－１－１　東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当

電話番号03―3592―5611（代表）内線3350、4392

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月13日

中国地方整備局長　山本　大志

１　処分をした年月日　令和８年10月19日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三陽　松永　眞一　広島県広島市中区西平塚町８―12　国土交通大臣許可（特―４）第26692号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年10月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

河川法に基づく工作物返還に係る公示

一級河川高梁川水系高梁川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

令和８年11月13日

中国地方整備局長　山本　大志

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　①桟橋１基　②小型船舶（ＦＲＰ製）１隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山県倉敷市玉島乙島地先　②岡山県総社市清音古地地先

⑵　当該工作物を除却した日時

①令和８年10月16日11時　②令和８年10月16日14時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時

①令和８年10月16日12時　②令和８年10月16日15時

⑵　保管の場所　岡山県倉敷市水江地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　高梁川水系高梁川河川区域内

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

５　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　占用調整課　電話086―223―5193

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第６７号

和歌山県西牟婁郡白浜町1977番地

申立人　来迎寺

本籍和歌山県西牟婁郡白浜町1942番地

最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町1942番地

死亡の場所和歌山県田辺市

死亡年月日令和８年１月20日

出生の場所和歌山県西牟婁郡白浜町

出生年月日昭和38年１月13日

職業不明　　被相続人　亡　谷口　博之

事務所和歌山県田辺市秋津町205番地の９

相続財産清算人　司法書士　松下　哲也

催告期間満了日　令和９年５月31日

和歌山家庭裁判所田辺支部

令和８年（家）第７７１号

青森市古川１丁目15番５号オフィスビル木村３階　青い森法律事務所

申立人　小澤　博之

本籍青森県青森市佃一丁目148番地

最後の住所青森県青森市松森１丁目９番22号コーポ中村１号

死亡の場所青森県青森市

死亡年月日令和７年５月８日

出生の場所青森県青森市

出生年月日昭和14年３月25日

職業　無職　　被相続人　亡　柘植　克輿

事務所青森市古川１丁目15番５号オフィスビル木村３階　青い森法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小澤　博之

催告期間満了日　令和９年６月14日

青森家庭裁判所